

～CONTENTS～

- ・組合員の家族の加入
- ・第 116 条の届出について
- ・法令遵守（コンプライアンス）
- ・保険料減額申請
- ・適用除外の手続き
- ・出産育児一時金について
- ・Q&A コーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

組合員の家族の加入について

組合員の家族の加入は、組合員との**同一世帯(住民票が同じ)**が条件となっています。
(学業のため世帯を離れている場合等を除く。)

＜喪失手続きが必要な場合＞

★学校を卒業して、そのまま世帯を離れている場合

★何らかの理由で世帯を離れた場合

喪失の手続きが必要です。喪失の手続き等は国保法で14日以内と定められていますので、速やかに喪失の手続きをされますようお願いいたします。

学 家族の入学や卒業に関する書類の提出について

★学業のため、家族が県外の学校に入学し、住民票を移す場合

⇒国民健康保険法**第 116 条該当届**＋**在学証明書**

★学校を卒業し家族と同一世帯に戻る場合

⇒国民健康保険法**第 116 条非該当届**＋**組合員と同一世帯の住民票**

組合員と住所が異なる場合であっても、その理由が修学によるものであれば、「国保法第 116 条該当届」を提出いただくことにより被保険者となることができます。また、**住所を同一世帯へ戻す場合は「国保法第 116 条非該当届」**をご提出下さい。

※申請書はHPよりダウンロード可能です。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、国保組合の規定に定める地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、平成 29 年度に実施した組合員の資格確認調査につきましては、今後も定期的に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認

- ・甲種組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師と。
- ・乙種組合員は、甲種医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 14 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出

(原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出)

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

令和 4 年 2 月 1 日
熊本県歯科医師国民健康保険組合

令和4年度 保険料減額申請について

甲種組合員の均等割保険料(16,000 円)は、前年の医業収入の基準(1,500 万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『令和3年分の所得税の確定申告書B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、令和4年度保険料の減額申請については、3月31日まで(必着)にご提出いただくと4月分保険料から適用されます。(※提出が4月以降になる場合は、届出の翌月より適用になります。)

ご不明な点がございましたら、組合(Tel096-343-0419)までご連絡ください。

	減 額 基 準	均等割保険料 16,000 円	申 請 方 法
①	前年の医業収入が 500 万円以上 1,500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 13,500 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。
②	前年の医業収入が 500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 12,000 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。

【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「令和3年分の所得税の確定申告書 B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が 1,500 万円未満のことです。
申請される際には、必ず該当されるか否かご確認くださいませようお願いいたします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
 - ・同一診療所に甲種組合員が 2 人以上いる場合(2 人目以降の甲種組合員)
 - ・診療所を閉院されている場合

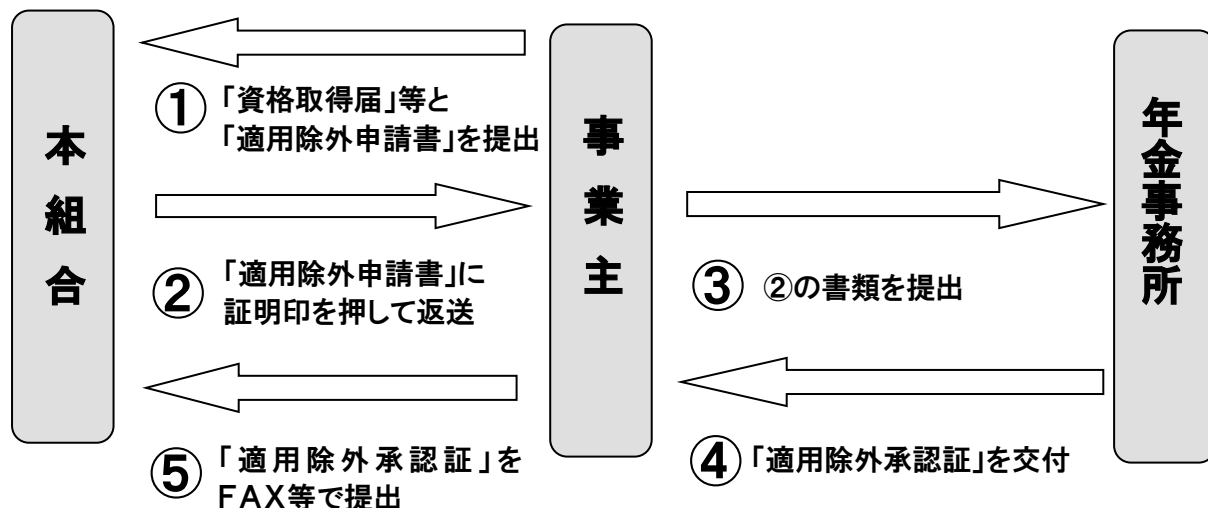
・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

健康保険適用除外申請

法人事業所や常勤従業員が5人以上の個人事業所

「法人事業所」や「常勤従業員が5人以上の個人事業所」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入（資格継続）することができます。

申請の流れ



注意！！

事実の発生した日から、**14日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、14日以内に届出が出来なかった場合は、やむを得ない理由を記載した理由書の添付が必要です。

パートやアルバイトの取扱い

常勤従業員の人数としてパートやアルバイトは、人数に含める必要はありません。しかし、**下記に該当する場合は常勤と同じ扱いとなります。**

労働時間・・・1週の所定労働時間が常勤の4分の3以上
及び
労働日数・・・1月の所定労働日数が常勤の4分の3以上

◎パート証明書

パートやアルバイト扱いの方は、パート証明書を提出していただくことになります。証明書はホームページからダウンロード出来ます。

パート → 常勤、常勤 → パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

常勤の従業員数が4人以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず本組合へご連絡ください。

出産育児一時金の申請

妊娠・出産は病気とみなされないので、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等は、全て自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。組合加入者が出産した場合、**1児につき42万円※**が支給されます。

(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません)

※ 産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合。それ以外の場合は40万8千円。

申請方法

① 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合加入者が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**本組合から 直接病院等に出産育児一時金が支払われます。**(直接支払制度※)

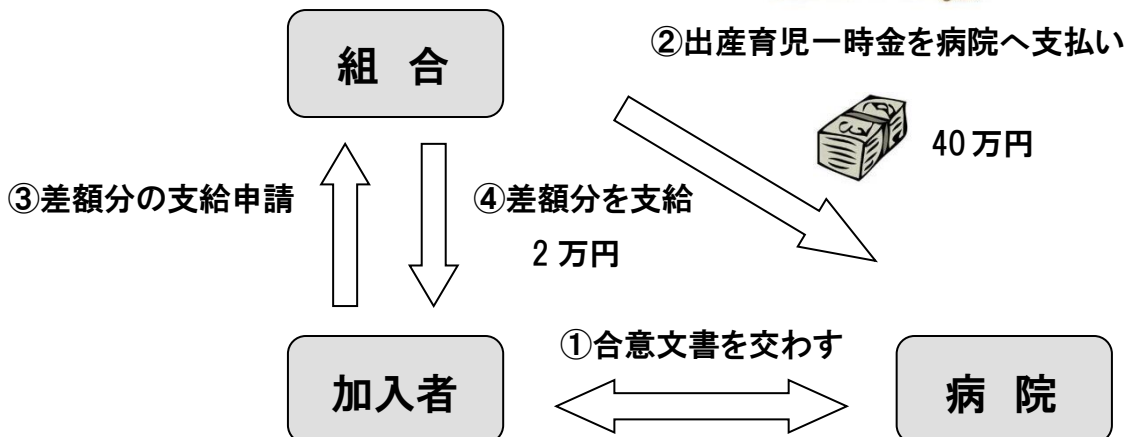
※ 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に組合加入者へ支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院へお支払い頂くことになります。

② 差額分が生じた場合は、本組合にご申請ください

出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額未満であった場合、その差額分は後日、組合加入者から本組合に申請することにより支給されます。申請書は県歯科医師会ホームページからダウンロード出来ます。

支払いの流れ

例) 出産費用に40万円かかった場合





こんな時どうするの？

Q. 医療費控除に必要なので 11 月、12 月診療分の医療費通知が欲しいです。

A. 医療費通知の 11 月・12 月診療分に関しては、4 月初旬の発送となるため医療費控除の期間には間に合いません。(全国どの保険者も同様です。)

11 月・12 月診療分に関しては、お持ちの領収書で対応可能ですので、整理しておくとなんとなくと税務署への手続きがスムーズです。

『医療費通知』(令和 3 年 9 月～令和 3 年 10 月診療分)の送付

3年 9 月～3年 10 月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。**すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。**

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和 3 年 10 月分)の送付

10 月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の20歳以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井 2 丁目 4 番 15 号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>